

平成28年教育福祉常任委員会概要記録

(会期中)

○会議日時 平成28年6月24日(金)午後1時30分～午後4時50分

○場 所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	小谷野晴夫	副委員長	○	塚原良子
委員	○	柳田柳太郎	委員	○	高橋芳市
〃	○	野田善一	〃	○	高山利夫

出席6人 欠席0人

説明のため出席した者			
職	氏名	職	氏名
教育次長	野澤等	健康福祉部長	小口英明
教育総務課長	坪山仁	学校教育課長	海老原忠
生涯学習文化課長	増渕晴美	スポーツ振興課長	北條均
社会福祉課長	山中宏美	こども福祉課長	落合好枝
高齢福祉課長	川俣和子	健康増進課長	大島浩司

事務局			
職	氏名	職	氏名
議会事務局長	川俣廣美	議事課長	谷田貝明夫
議事課副主幹	高山哲二		

○概要録署名委員 高橋芳市

○議員傍聴者 なし

○一般傍聴者 1人

1 開会

2 あいさつ 小谷野委員長

3. 議 題

(1) 健康福祉部 所管事務事業概要説明

[社会福祉課長より発言の申し出]

- 社会福祉課長：前回野田委員より質疑のあった、生活保護の相談や申請をした人のうち受給に至った当市における割合について述べる。平成 27 年度に当市で相談を受けた件数は 117 件、受給に至ったケースは 44 件で率にして 38.5%であった。小山市では 662 件のうち 143 件で率は 23%、栃木市では 665 件のうち 164 件で 24.7%、真岡市では 264 件のうち 90 件で 34.1%となっている。県内 14 市の平均は 30.5%となり、当市は割合が低いほうではない。

[健康増進課長より発言の申し出]

- 健康増進課長：前回柳田委員より質疑のあった、子宮頸がん予防ワクチンの製造元・販売元について述べる。製造元はアメリカの会社である。輸入販売についてはその日本法人が行っている。

[健康福祉部より所管事務事業等説明]

—省略—

(2) 教育委員会 所管事務事業概要説明

[学校教育課長より発言の申し出]

- 学校教育課長：前回、提出の求めがあった教育研究所の研究集録を配付した。研究所主催の調査研究の成果や課題のほか、各学校の実践等を収録しており、次年度の授業改善や研究推進に活用している。毎年発行している。

[教育委員会より所管事務事業等説明]

—省略—

4. 事件

(1) 付託案件審査について

請願第1号 兎山城址史跡 保存整備の請願

教育委員会より兎山城跡の現状及び今後の計画について説明

●生涯学習文化課長：兎山城跡及びその周辺における遺跡と史跡の範囲を図に示す。県指定は城の一部、本丸となる。市における今後の発掘調査については、今年度に本丸、以降平成32年度まで兎山城推定範囲をエリアに区分して行う予定である。城跡全域に関する測量図はなく、城の変遷など全容も全く把握されていない。そのため、昨年8月に県と協議を行い埋蔵文化財緊急調査事業として国庫補助を受け兎山城跡の範囲を確認するための調査を行う。これは発掘調査・現地測量等基礎資料を得るための調査である。本年度は7月に県教育委員会と協議の上許可を得てから11月ごろに本丸の測量を、12月から2月にかけて発掘調査を実施して堀の深さや建物跡の状況を確認していきたいと考える。県指定文化財の指定については、発掘調査報告書や所有者の同意が必要となる。その上で県教育委員会が県文化財保護審議会の答申を経て告示をする。なお、公有化や管理等に関する補助金はない。

質疑

○小谷野委員長：請願では県指定の周囲に市の指定等を付けて開発できないようにしてください、という趣旨であったが、市の指定は可能なのか。

●教育次長：県の指定を受けている外側を市が二重にかけることは無理である。県の指定を広げるという形をお願いをしていく、という方法になると思う。

○小谷野委員長：ほかに、私有地を市が買い上げる趣旨もあるが・・・

○高橋委員：買い上げてもらいたいということだったが、買い上げなくてもいいので、所有者が手入れするのが大変なため指定をしてもらって管理を、という話であった。買い上げるというよりも、ソーラー発電施設などを設置できない

ようにしてもらいたいというのが・・・

○小谷野委員長：1番目が県と協議をして市有地にということであり、2番目が市の史跡公園として認定して、文化財として管理をしてくださいということである。2番目に関しては県の指定があるので市の指定はできないということである。3番目にはグリムの館と複合的観光文化施設とする、とあるが、グリムの館に関してはあくまでも国際交流の拠点であり史跡的な施設ではないので難しい、孝謙天皇神社や国分寺跡など市内の史跡と合わせたほうがいいのかと思う。4番目の小中学校での史跡研修教材については、現在古山小学校が校外授業で行っているとのことである。

○野田委員：平成32年度まで順次調査を行うということであるが、現在の県指定区域以外も調査するという事は、全体を県指定にしてもらおう意図があって計画を立てているということか。

●生涯学習文化課長：調査については、どのようなものなのかまだ分かっていないため、確認をするためである。

○野田委員：調査は県指定の拡大ということではなく、あくまでも兎山城の規模などを確認するためのもの、ということか。

●生涯学習文化課長：はい。

○野田委員：そうすると平成32年度まで待つて、それから。市として史跡公園化するなども考えられるが、そのような動きもとりあえずはないと理解してよいか。

●生涯学習文化課長：全く調査をしていなかったものなので、まず5年計画ということで調査をする。国からも全容確認ということで補助金を受けているので、そのようにやっていきたいと考えている。

○高橋委員：県指定の堀の外側の堀を調査するのか。ほかの地域もやるということか。

●教育委員会書記（生涯学習文化課長補佐）：本丸の北側に西城、中城、北城という地名がある。本丸の外側にも堀があり北側にも土塁の跡があるなど、徐々に宅地化が進んでいるが今ならばまだ全容が把握できるということで、おおよそ想定した範囲の中で重要な場所を選び、所有者の同意を得た所を試掘調査する。要点が分かる形でやっていこうと考えている。想定したエリアの中でどれ

だけ城の中核部分が絞り込めるかということと、調査で出てきた土器や茶わんの破片などを見ることによってある程度年代が分かり、城の変遷なども把握ができるので、このような形で計画をしている。

○野田委員：所有者は売却することは可能なのか。

●教育委員会書記（生涯学習文化課長補佐）：土地の所有権はあくまでも個人に帰属するので売却は可能である。開発行為については、遺跡は埋蔵文化財包蔵地として市教育委員会が開発業者に向け、このエリアを開発する場合には必ず手続きをしてくださいということをお願いしている。遺跡のエリアは必ず書類のやり取りをしている。史跡については、県指定の場合は県の審議会の手続きを経なければ許可が下りない。伐採については、根を抜く場合には下の土地に手を加えるため許可が必要になる。所有権については売買ができるものの、開発に当たっては制約がある。太陽光発電施設については、掘らなければ一盛り土するなどして地中の遺跡を保護する状態であれば可能である。その場合、現行法では止める手立てはない。

○柳田委員：児山城の歴史についてはどうなのか。

●教育委員会書記（生涯学習文化課長補佐）：正式な記録として残っているものは、県史のほうに一つのみである。石橋町史のものは後から書かれたものなので何とでもできてしまう。県史に載っているものが一番正しいものであろうといわれている。上杉謙信の件は伝承のようなところの部分もあり、それ以前の宇都宮一族の内乱で芳賀の殿様が切腹をして落城している。

○野田委員：児山城跡は土塁などが見事に残っており、少なくとも現状維持を続けてもらいたい。望んで言えばもう少し拡大した上で、手を加えない形での史跡公園化ができないかなと思う。

○高橋委員：手を加えて公園化しても意味がないと思う。

●教育委員会書記（生涯学習文化課長補佐）：インターネット上では児山城が昔の面影が残っているとの理由で評価を得ているものもある。史跡地の中には建物を建てることができない。

執行部退席

意見

- 高山委員：これから5年をかけて発掘調査をするとのことであった。早急に結果を出さなくともよいと思う。
- 柳田委員：ソーラーパネルは設置できるとのことであったが、それに対して何か考えなければと思う。
- 小谷野委員長：だが、県で指定されている史跡の周囲は市が指定できないとのことである。周囲の史跡認定については県に申請するしかない。その申請のためには調査が必要。盛り土をして設置されれば止めようがない。
- 高橋委員：地面を掘り返すことはできない。
- 小谷野委員長：ほかの方法があるか再度検討はしていきたいと思うが。
- 高橋委員：説明を受けた限りでは見守るしかない。
- 野田委員：少なくとも文化財指定となっている地域は現状が損なわれるような開発行為から免れることが分かった。調査の結果を見て、ということになるのかと思う。
- 小谷野委員長：もう少し請願者の意見も伺いながら審査していきたい。
(はい、との声。)

閉 会